

供 覧	課 長	係 長	係

物 品 購 入 等 請 書

契 約 代 金 額	十	百	千	円
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)			

内 訳

品名又は件名	数 量	単 位	単 価	見積金額

納 入 期 限	
納 入 場 所	
その他の事項	

上記の納品について、神戸市契約規則その他の関係法令及び裏面記載の条件に従って、誠実に履行します。

平成 年 月 日

神戸市
代表者 神戸市長 矢 田 立 郎 あて

(供給者) 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

(法人にあつては代表者印) ㊞

- 1 供給人は、納品に当たっては、神戸市の検査員の検査を受けるものとします。納品は、この検査の合格のときに行われたものとします。
- 2 神戸市の代金の支払いについて、その支払時期は神戸市契約規則第40条第3項に定めるところによるものとし、遅延利息の額は政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定めるところによるものとします。
- 3 供給者がその責めに帰すべき事由によって履行期限内に契約を履行しないときは、延滞1日につき、契約金額の1,000分の1に相当する額を、供給者は、延滞違約金として、神戸市に支払うものとします。ただし、検査その他神戸市の都合によって経過した日数は、遅延日数に参入しないものとします。
- 4 供給者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、期限内に履行が完了する見込みがない場合は、履行期限の延長を求めることができるものとします。ただし特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない旨を、神戸市があらかじめ意思表示していた場合は、この限りではありません。
- 5 神戸市は、供給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができるものとします。
 - (1) 契約期間内に契約を履行しないとき。
 - (2) 神戸市係員の指示監督に従わず職務の執行を妨げたとき。
 - (3) 契約上の義務を履行しないとき。
 - (4) 契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。
- 6 供給者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日神戸市長決定）第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、神戸市は契約を解除することができるものとします。また、契約を解除するかどうかにかかわらず、当該場合に該当するときは、契約代金の10分の1に相当する金額の違約金を、供給者は、神戸市に支払うものとします。
- 7 1から6までに定めるもののほか、供給者は、神戸市契約規則その他の法令の規定に従うものとします。また、この請書や法令の規定に定めのない事項については、神戸市と供給者で協議を行うものとします。